

夏祭りや花火大会での火事を防ぎましょう！

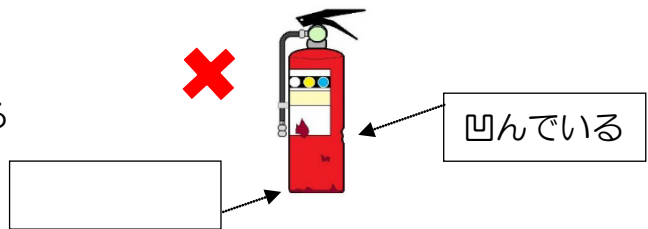
火気使用器具を使うときには

夏になると花火大会や夏祭りなど多くの人が集まる楽しい催しがたくさん行われます。しかし多くの人が集まる催しで火災が起ると、大きな被害につながるおそれがあります。

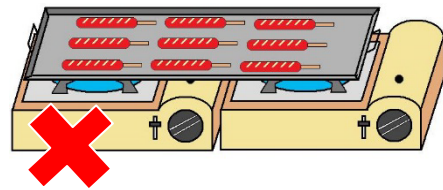
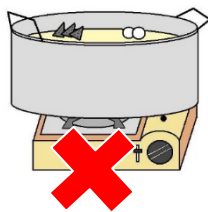
平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場で露店から発生した火災では3名の方が亡くなり、50人以上の方が負傷されました。

楽しい夏の思い出を悲しいものにならないためにも、屋外でガスこんろなどの火気使用器具を使う場合は次のことを必ず守りましょう。

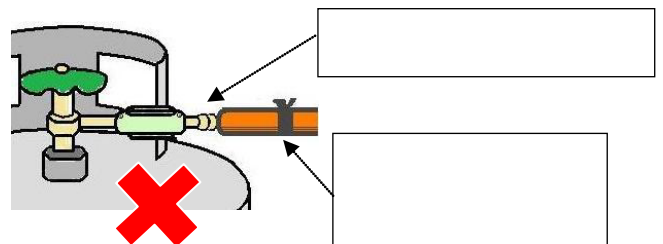
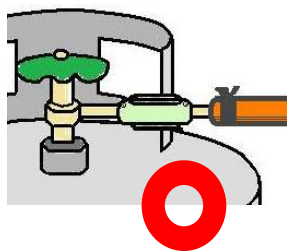
- (1) 消火器を備えつけましょう！
錆びていたり、変形している
消火器は使わないでください。



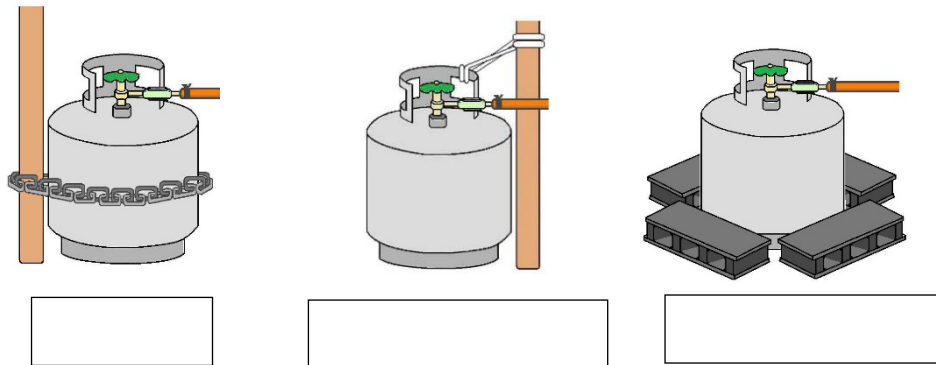
- (2) カセットこんろより大きな鍋を載せたり、こんろを並べて使ったりしてはいけません！
ボンベが過熱されて爆発する危険性があります。



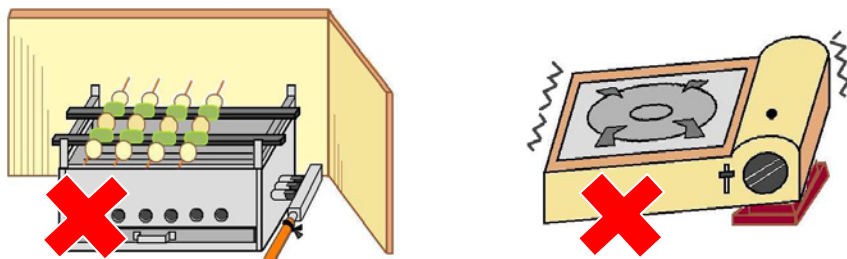
- (3) ガス器具のホースはしっかり差し込み、バンドなどで締めましょう！



(4) ガスボンベが転倒しないように固定しましょう！転倒するとガスが漏れるなどの危険があります。



(5) 器具の周りに段ボールなどの可燃物を置かないようにしましょう！また器具は不安定な状態で使わないでください。



☆ 火災予防条例の改正について

昨年の8月に火災予防条例が改正され、火気を使用する露店等を開設する場合や、特に大規模な屋外催しを行う場合には消防署への届出等が必要となりました。

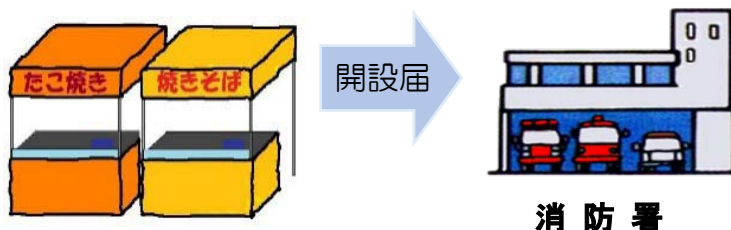
(1) お祭りや縁日、花火大会など多くの人が集まる催しの場合

- ① 火気使用器具等を使用するときには消火器を備えましょう。
火気使用器具等とは、ガスや炭、電気を熱源とする器具のことです。
調理器具や発電機など火気器具を使うときには消火器を準備してください。



② 露店等の開設を届出

露店等で火気使用器具等を使用場合には、開設の3日前までに消防署長に届出てください。

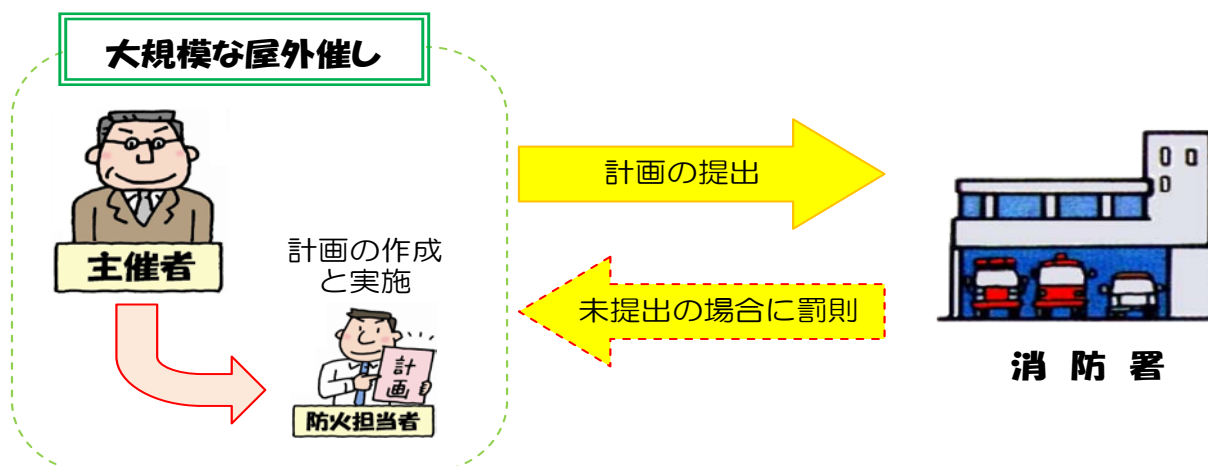


(2) 特に大規模な屋外催しを行う場合

一日当たり10万人以上の人出が予想され、主催者が出店を認める露店等の数が100店舗以上のものを大規模な催しとしています。

主催者は、事前に防火担当者を決め火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、消防署へ提出することになりました。

消防署への提出がなされた催しは、「火災予防に取り組んでいる特定大規模催し」として公表され、提出等がなされていないものは、「火災予防が必要な指定催し」として公表されます。



現在の特定大規模催し及び指定催しの状況については、東京消防庁ホームページや催しが開催される区域の消防署等で確認できます。

東京消防庁ホームページ <http://www.tfd.metro.tokyo.jp>
(ホームページ内を以下のメニューに沿って進んでください。)

トップページ⇒「公表・報告」⇒「多数の者の集合する催しにおける火災予防」⇒「特定大規模催し一覧表」「指定催し一覧表」